

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果とともに、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提案が各委員から提出された。

以下は、各委員の改善提案を評価項目ごとに取りまとめたものである。

1. 特許審査の品質管理に関する各委員の改善提案

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- (該当なし)

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- (該当なし)

評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 昨年度と同程度の審査官数を確保したものの、国際的に遜色のない人員配置を確立しているとまではいえず、国際的に遜色のない水準の審査官数を確保する必要がある。(椿委員長、井上委員)
- 一次審査通知(FA)までの期間を「平均10か月以内」、特許の「権利化までの期間」を「平均14か月以内」とする目標について、2024年度も達成しており、審査官1人当たりの処理件数が五庁のうちの中国、米国、欧州の特許庁と比較して多いため、これらの目標を引き続き達成するために、これまでの審査官数を確保することが望ましい。(市川委員)
- AI関連発明等の急激に発展する技術に対して高品質な審査を行えるよう、研修等を通じて自己研鑽を続ける必要がある。(井上委員)
- 検索外注や各種ツール、生成AI技術等を最大限活用してさらなる業務効率化を行うための評価基準をより明確化する必要がある。(椿委員長)
- 審査官のさらなる能力の向上、審査判断の均質性の向上のため、今後はAI技術を審査業務にフル活用することが急務であり、個々の審査官のAIリテ

ラシーを高めるための研修などの充実化が求められる。(東海林委員)

- 生成AIの活用は審査効率向上に大きな可能性を有する一方、審査品質は「人による判断」を中核に据えて初めて担保されるものであり、AIはあくまで補助的手段として、透明性・説明責任・人材育成との両立を前提に導入されるべきである。AIの出力をそのまま理由付けに用いることなく、新規性・進歩性・記載要件等の最終判断は必ず人が行い、審査の説明責任が審査官にあることを制度・運用上明確にすべきである。また、類否判断や引用文献抽出の効率化は有益だが、発明の技術的本質・課題・効果の評価が生成AIによって画一化されないよう留意が必要と考える。また、学習データ・判断ロジックの透明性確保が必要と考える。さらに、AI依存が進むことで、若手審査官の判断力・技術理解力が弱体化しないよう、「AIを使って考える」教育・運用設計が重要である。(市川委員)

評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- (該当なし)

評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 品質監査や起案チェック等、色々な品質管理業務に生成系AIが導入されることが検討されているが、試行的に行ったところでの、効率性や、副作用などを一度整理しておくことで、本格的導入や、改善がしやすくなると考えられる。(椿委員長)
- ユーザー調査において、「判断の均質性」が依然として評価が低い点について、さらに解明・改善を行う必要がある。それの一環として、審査官のサーチ漏れや判断の過ちを無くし、審査官間の判断の均質性を向上させるため、審査の質の分析及び課題抽出を継続しつつ、審査官間の自発的な協議等、審査官自身による品質管理を推進する必要がある。(椿委員長、井上委員)
- 海外知財庁審査官との連携・調査について、国際的な審査の質の向上を目指すことはとても重要な取り組みだと考えるが、現在の取り組みは情報共有が中心としたものであるため、国際的なハーモナイゼーションを進める取組が検討されているか開示していただきたい。(市川委員)

評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- (該当なし)

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ユーザーから特に懸念のある事項（今年は除くクレーム）を審査品質管理上の課題として抽出しているが、課題の抽出の仕方について、特定のユーザーの意見に偏らないような設計が必要である。（市川委員）
- 特定の案件において審査レベルが疑問であり、権利範囲と開示範囲（保護と利用）のバランスが悪く、審査官の審査の質のばらつきや、いわゆる特殊パラメーター発明が公知公用範囲を含めて不用意に特許登録されてしまう等の課題があるところ、「日本の産業発達」を目指した我が国の国益にかなう審査行政、審査実務が実現されることを期待する。（水方委員）
- 「最後の拒絶理由通知とすることの誤り」については、「サーチ漏れ」「認定・判断の誤り」と比較すると判断の均質性を高めやすいと考える。2023年度から引き続き2024年度も指摘があったと認識しているが、昨年と比較して改善されたのかどうか、ご教示いただきたい。（市川委員）

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの

- (該当なし)

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの

- (該当なし)

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 多くのユーザーとの意見交換会等を引き続き実施してユーザーニーズを把握し、全てのユーザーが納得できるようなサービスを提供する必要がある。（井上委員）

2. 意匠審査の品質管理に関する各委員の改善提案

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- (該当なし)

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- (該当なし)

評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数の確保及びその育成の充実。(井上委員)
- 現在、仮想空間における物品等の形状の保護が議論されているが、仮想空間における物品等が保護の対象となった場合、意匠審査の対象となる意匠が格段に増加することが見込まれ、それに応じた新たな審査体制の検討が望まれる。(東海林委員)

評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- (該当なし)

評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 全意匠審査官を対象に、審査の質に関するディスカッションを行っていることは大変好ましい。この取組を継続し、成果の取りまとめがなされれば、公表することを検討されたい。(椿委員長)
- DX時代にふさわしい産業財産権制度を構築する必要性から、意匠制度小委員会を開催し、「仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方」及び「生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応」について、継続的に議論を行っていることは大変好ましく、取りまとめがされた際には、成果を公表されたい。(椿委員長)
- 対面及びオンライン両面において出願人とのコミュニケーションをより充

実させることが望ましい。(井上委員)

- 破線の範囲（意匠登録を受けようとする部分以外のその他の部分）が相違する場合における類似の範囲や、画像意匠の用途及び機能の類否判断など、意匠審査基準等で明確にされていない点などに關し、審査官ごとに考え方が異なるケースがある印象を受ける。品質管理において浮かび上がった各審査官の判断の相違について分析し、意匠審査基準に反映するなど、審査判断の均質化、効率化に取り組むことを期待する。(徳永委員)
- 審査の質の分析と課題抽出について、ユーザー評価調査だけでは抽出できない課題もあると思われる。ユーザーからの特許庁への問い合わせを分析するなどして、課題抽出対象に含めることを検討してはどうか。(徳永委員)
- 監査対象案件の抽出が適切であるかの見直しは行われているのか、行われていないのであれば定期的に見直しを行う必要性についても検討いただきたい。(徳永委員)

評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実。(井上委員)

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 『拒絶査定の記載』の課題について、特許と同様に、品質監査や起案チェック等の品質管理業務における生成AI技術の活用方法について検討されたい。(市川委員)

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの

- (該当なし)

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの

- (該当なし)

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集。(井上委員)

3. 商標審査の品質管理に関する各委員の改善提案

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- (該当なし)

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- 全審査官を対象とした「品質テスト」について、重要な知識の定着と意識の浸透を定期的に確認し担保する手段として評価する。審査品質の維持・向上のために必要なアップデートを行いつつ、このような研修が定期的に行われること、また、結果・成果が庁内で共有され今後のさらなる品質向上と維持に活用されることを期待する。(中山委員)

評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数を十分に確保し、審査官の育成を充実化させることを期待する。(井上委員)
- AI技術等を用いた審査業務の効率化のための実証的研究を色々な角度から継続して行うとともに、研究の成果をできる限り公表することを望む。(椿委員長)

評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- 審査の質の均質化が図られているところだと思うが、未だ達成には至っていないと思われる。記載が不十分な拒絶理由も見受けられ、品質管理体制のさらなる改善の余地はあると思われる。(徳永委員)

評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 審査官間の均質性、審判決との均質性、識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って

適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。(井上委員、中山委員)

- 審査基準や過去の審査例等との整合性を担保するため、さらなる改善に向けた取組を期待する。(徳永委員)
- 審査の均質性の観点から、協議を通じた知識共有と議論は重要なものであり、引き続きの取組を期待する。(中山委員)
- 今年度の商標審査の品質管理に関する年間作業計画において、重点事項（共通取組事項）として「商品・役務の審査の質の向上に関する取組」が新たに加えられたことを評価するとともに、当該取組を通じて精査された指定商品・役務等に関する情報がユーザーに公表等されることを望む。(中山委員)
- 拒絶理由通知等において、判断の根拠・理由が十分に記載されることを引き続き望んでいる。判断の根拠・理由が十分に記載されることにより、ユーザーは一定の納得感を得ることができるため、審査基準・審査便覧のどこに照らして当てはまりどのようなロジックでその判断に至ったのか等を明確に示して記載されることを望んでいる。(中山委員)
- 商標の類否判断について、判断の均質性もさることながら、拒絶理由・拒絶査定における判断基準の用語の使い方の不統一が目立つように思われる。起案における用語の使い方の周知徹底が望まれる。(東海林委員)
- 商標法 3 条 1 項 3 号の識別性の判断に関し、需要者の認定の仕方、適切な証拠の選択、それに基づく事実認定の仕方のばらつきがあり、特に識別性の判断をする前提となる事実の認定が十分でない場合が散見されるため、事実認定の仕方に関する審査官の研修態勢が強化されることを望む。(東海林委員)

評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- ユーザー評価調査の調査結果報告書の外部公表と、「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」等取り組みの重点項目の抽出・設定と審査部門内での情報共有は、審査の質の維持・向上に資する取り組みとして評価し期待する。これら重点項目に関しては、ユーザーの満足が得られなかった理由を掘り下げて検証するとともに、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かが示されるとなお良いと考える。(椿委員長、中山委員)
- 審査基準・審査便覧に従った判断となっているか、論理に飛躍はなく適正な

手続と考え方に沿って判断がされているか、判断の理由・根拠を十分に記載・説明しているか、といった観点を品質管理評価の判断基準としてはどうか。
(中山委員)

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 「拒絶理由通知や拒絶査定における判断の根拠・理由の記載」に関連した課題の抽出のためのユーザーとの意見交換については、対象となるユーザーの範囲を拡大し、ユーザー団体だけでなく、個々のユーザーの意見も聞いてみてはどうか。丁寧な論理構築に関する意識向上につながる可能性がある。(徳永委員)

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの

- AI技術の活用に適した業務について、十分な検証のもとでAI技術の導入を進めることで業務の効率化を図り、品質向上のためには人が判断をしなければならない業務に時間と労力を割くことができるようになりますことを期待する。(中山委員)

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの

- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続を期待する。(井上委員、中山委員)

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 商標審査の品質管理に関する年間作業計画において、重点事項（共通取組事項）として設定した取組について、年度の初めにユーザーや品質管理小委員会に対して公表してはどうか。(中山委員)
- 品質管理の取組について、ユーザーにとってよりわかりやすく、見てもらいやすい方法で周知していくことを期待する。(中山委員)